

委員会提出第 1 号議案

府中市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年3月22日

提出者 議会運営委員会委員長 遠田 宗雄

(説明)

市の組織改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

府中市議会委員会条例の一部を改正する条例

府中市議会委員会条例（昭和31年9月府中市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の表総務委員会の項中「政策総務部、行政管理部」を「政策経営部、総務管理部」に、「出納課」を「会計課」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

新

(常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)

第2条 省 略

総務委員会 8人

政策経営部、総務管理部、事業部、会計課、選挙管理委員会及び監査委員の
所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

文教委員会 8人

文化スポーツ部、子ども家庭部及び教育委員会の所管に属する事項

厚生委員会 7人

市民協働推進部、市民部及び福祉保健部の所管に属する事項

建設環境委員会 7人

生活環境部、都市整備部及び農業委員会の所管に属する事項

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

旧

（常任委員会の名称、委員の定数及びその所管）

第2条 省 略

総務委員会 8人

政策総務部、行政管理部、事業部、出納課、選挙管理委員会及び監査委員の
所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

文教委員会 8人

文化スポーツ部、子ども家庭部及び教育委員会の所管に属する事項

厚生委員会 7人

市民協働推進部、市民部及び福祉保健部の所管に属する事項

建設環境委員会 7人

生活環境部、都市整備部及び農業委員会の所管に属する事項